

平成 28 年度（2016 年度）

伊達市交通安全実施計画

伊 達 市

はじめに

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項の規定により、第 10 次伊達市交通安全計画（平成 28 年 12 月 伊達市交通安全計画策定検討会議）に基づき、陸上交通の安全に関し、当市が平成 28 年度に講ずべき施策等について、定めたものです。

目 次

第1章 道路交通の安全	1
1 道路交通環境の整備	1
（1）人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
（2）幹線道路における交通安全対策の推進	1
（3）公共交通機関の利用の促進	1
（4）災害に備えた道路交通環境の整備	2
（5）冬季道路交通環境の整備	2
2 交通安全思想の普及徹底	2
（1）交通安全教育の推進	2
（2）飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	3
（3）スピードダウンの励行運動の推進	3
（4）後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	4
（5）チャイルドシートの正しい着用の徹底	4
（6）自転車の安全利用の推進	4
（7）デイ・ライト運動の一層の浸透・定着	4
（8）わかりやすい広報の実施	4
3 安全運転の確保	4
4 救助・救急活動の充実	4
5 被害者支援の充実	5
第2章 鉄道交通・踏切道における交通の安全	5
1 鉄道交通環境の整備	5
2 踏切道における交通の安全	5

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- 生活道路における交通安全対策の推進
子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

[建設課]

- ・杉並通り線修繕工事 L=200m、W=2.5m
- ・旭ヶ岡線道路改良工事 L=68m W=8.0m (車道)
- ・舗装工事等 7路線
- ・市道区画線設置工事 L=16,150m (実線)、L=7,180m (破線)
- ・カーブミラーの設置 1基

- 通学路等における交通安全の確保
通学路における交通安全を確保するため、関係機関が連携し、必要な対策を推進します。

[総務課]

通学路における、主要交差点等の交通安全確保 (交通安全指導員、交通安全協会員による街頭指導)

[学校教育課]

通学路の危険箇所点検 (地域ボランティア、スクールガードリーダーによる巡回指導 (88回))

- 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
高齢者や障がい者等を含めすべての人が安全に安心して利用できるよう、バリアフリー化等の歩行空間の整備を行います。

[建設課]

東通り線障がい者誘導ブロック設置工事 L=100m

(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進

基本的な交通安全の確保に向け、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道等の整備を推進します。

[建設課]

- ・西通り線道路改良工事 L=260m W=8.5m (車道)

(3) 公共交通機関の利用の促進

愛のりタクシーの充実など、地域の実情に応じ、通院や買い物など日常生活を支える交通サービスの整備を促進します。

[商工観光課]

- ・愛のりタクシー事業
対象：60歳以上
会員数2,116名
年間総利用件数 (見込み) 14,709件

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備

○ 災害に備えた道路の整備

橋梁の点検補修や道路法面等の防災対策、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

[建設課]

橋梁点検 83橋、橋梁補修 4 橋、橋梁架替 1 橋

(5) 冬季道路交通環境の整備

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪や防滑砂の散布等による歩行空間の確保に努めます。

[建設課]

- ・ 除雪事業 (L=354 k m)
- ・ 防滑砂散布 85路線、砂箱設置 (100箇所)

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 交通安全教育の推進

○ 年齢に応じた効果的交通安全教育の推進

交通安全教育は、幼児から高齢者まで幅広く行うとともに、その環境に応じた効果的な方法での実施に努めます。

[学校教育課及び総務課]

- ・ 小中学校交通安全教室の実施 (小学校 9 校、中学校 4 校)

[総務課]

- ・ 幼児交通安全教室の実施 (幼稚園 2 箇所、保育所 7 箇所)
- ・ 大型車両を使用した交通安全教室 (3 校)
- ・ 高齢者対象の宅配講座

○ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

市民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、関係機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

[総務課]

- ・ セーフティコール旗の波 (年 4 回)
- ・ 交通安全パンフレットの配布 (800 枚)
- ・ 広報車による啓発

[交通安全運動の推進方針の概要]

年間スローガン	ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～
運動の重点（通年）	① 高齢者事故防止 ② 飲酒運転根絶 ③ スピードダウン ④ シートベルト全席着用 ⑤ 自転車安全利用 ⑥ 居眠り運転防止 ⑦ デイ・ライト
期別運動期間	春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日 夏の交通安全運動 7月11日～7月20日 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日 冬の交通安全運動 11月11日～11月20日
全道統一行動日 ～セーフティコール～	各期別運動の初日（休日の場合は最初の平日）を全道統一行動日として設定して、道内全域を対象とした地域ぐるみの一斉街頭啓発活動である「セーフティコール」を実施する。
交通安全の日 等の運動	① 伊達市交通安全の日（毎月1日、10日、20日） ② 飲酒運転根絶の日（7月13日） ③ 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日） ④ 道民交通安全の日（毎月15日） ⑤ 自転車安全日（毎月第1及び第3金曜日） ⑥ その他の交通安全の日 無事故の日（6月25日）、バイクの日（8月19日）
警報発表時の運動	事故多発に伴う「交通死亡事故多発警報」の発表時に地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報啓発、街頭指導等を実施する。

(2) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発などの飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図ります。

[総務課]

- ・セーフティコール旗の波（年4回）
- ・交通安全パンフレットの配布（800枚）
- ・広報車による啓発

(3) スピードダウンの励行運動の推進

速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

[総務課]

- ・セーフティコール旗の波（年4回）
- ・交通安全パンフレットの配布（800枚）
- ・夕暮れ時パトライト作戦の実施
- ・広報車による啓発

- (4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。

[総務課]

- ・セーフティコール旗の波（年4回）
- ・交通安全パンフレットの配布（800枚）
- ・シートベルト着用率調査の実施（年12回）
- ・広報車による啓発

- (5) チャイルドシートの正しい着用の徹底
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

[健康推進課]

- ・チャイルドシートの展示
- ・パンフレット、マタニティマークの配布

- (6) 自転車の安全利用の推進
自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

[建設課]

駐輪場での放置自転車整理（1箇所 1回）

[総務課]

- ・市HPでの啓発
- ・夜光反射材の配布（9団体）
- ・広報車による啓発

- (7) デイ・ライト運動の一層の浸透・定着
昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより交通事故の防止を図ります。

[総務課]

広報車による啓発

- (8) わかりやすい広報の実施
ホームページや広報だて、広報車による街頭啓発等により、具体的でわかりやすい交通安全広報を行います

[総務課]

- ・市広報への折り込みチラシ啓発
- ・市HPでの情報提供

3 安全運転の確保

運転者に対して、運転者教育や各種広報啓発等により、横断歩道において歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子供をはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ります。

[総務課]

- ・交通安全専任指導員の各種交通安全教室への派遣
- ・交通安全パンフレットの配布（800枚）
- ・交通安全宅配講座の実施

4 救助・救急活動の充実

救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図ります。

[危機管理室]

西胆振消防組合負担金

[健康増進課]

- ・一次救急医療確保対策事業委託
- ・広域救急医療対策事業・小児救急医療支援事業負担金

5 被害者支援の充実

被害者の救済の十全を図るため、損害賠償保険等への加入を促進します。

[総務課]

市民交通傷害保険への加入（2,700口）

[市民課]

市民相談窓口の開設

第2章 鉄道交通・踏切道における交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、エレベーターの整備等によるバリアフリー化を推進します。

[都市住宅課]

自由通路の整備（下部工2基、桁架設、北棟躯体施工）

2 踏切道における交通の安全

学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。

また、踏切道に接続する道路の拡幅については、道路の幅員差が生じないように努めます。

[総務課]

宅配講座による周知